

第31号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第8号右欄中「（以下「都市計画区域所在一部市町」という。）」を削り、同表第10号右欄中「市町村」を「町村」に改め、同表第11号右欄中「松江市、益田市」を「松江市、浜田市、益田市」に改め、同表第17号左欄の(1)中「（法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は第96条の2第5項」を「、第96条の2第7項又は第96条の3第5項」に改め、同表第18号左欄の(3)を削り、同欄の(4)中「から(3)まで」を「及び(2)」に改め、同欄の(4)を同欄の(3)とし、同号右欄中「(4)」を「(3)」に改め、「、(3)に係る事務にあつては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、海士町及び西ノ島町」を削り、同表第19号右欄を次のように改める。

奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町

第2条の表第20号左欄の(28)中「第42条第2項」を「第52条の2第2項」に改め、同号右欄中「都市計画区域所在市町（」を「(1)のうち法第29条第1項の規定による申請の受理、(6)、(15)、(17)、(19)及び(21)に係る事務にあつては浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町、」に改め、「、松江市、」を削り、「に限る。）」を「、(3)に係る事務にあつては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町、(28)に係る事務、(29)及び(30)に係る事務のうち(28)に規定する許可に係るもの並びに(31)から(34)までに係る事務のうち法第53条第1項の許可に係るものにあつては奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町」に改め、同表

第23号左欄の(34)から(38)までを削り、同欄の(39)中「(40)から(43)まで、(57)及び(58)」を「(35)から(38)まで、(52)及び(53)」に改め、同欄中(39)を(34)とし、(40)を(35)とし、(41)を(36)とし、同欄の(42)中「(41)」を「(36)」に改め、同欄中(42)を(37)とし、(43)から(64)までを(38)から(59)までとし、同号右欄中「(44)から(52)まで及び(59)から(64)まで」を「(39)から(47)まで及び(54)から(59)まで」に、「(39)から(43)まで、(57)及び(58)」を「(34)から(38)まで、(52)及び(53)」に、「松江市、出雲市」を「出雲市」に、「都市計画区域所在市町」を「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町」に、「(53)から(56)まで」を「(48)から(51)まで」に、「松江市、益田市及び雲南市、(34)から(38)までに係る事務にあっては松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市及び雲南市」を「益田市及び雲南市」に改め、同表第24号左欄の(33)から(41)までを削り、同欄の(42)中「(43)から(52)まで、(66)及び(74)」を「(34)から(42)まで、(56)及び(64)」に改め、同欄の(42)を同欄の(33)とし、同欄の(43)中「を含む」を「に限る」に改め、同欄中(43)を(34)とし、(44)を削り、(45)を(35)とし、(46)から(74)までを(36)から(64)までとし、同号右欄中「、(33)から(41)まで」を削り、「(53)から(61)まで及び(67)から(73)まで」を「(43)から(51)まで及び(57)から(63)まで」に、「(42)から(52)まで、(66)及び(74)」を「(33)から(42)まで、(56)及び(64)」に、「(62)から(65)まで」を「(52)から(55)まで」に改め、同表第25号右欄中「都市計画区域所在市町（都市計画区域所在市町）」を「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町（これらの市又は町）」に、「当該都市計画区域所在市町」を「当該市又は町」に改め、同表第27号左欄の(3)及び(4)を削り、同表第30号左欄の(1)中「(3)」を「(2)から(4)まで」に改め、同欄の(4)中「(1)に規定する許可に係るものに限る。」を削り、同欄の(5)中「。以下(4)まで同じ」を削り、同欄の(6)中「諮問」の次に「(5)に規定する指定に係るものに限る。(7)から(20)までにおいて同じ。）」を加え、同欄の(7)中「(5)に規定する指定に係るものに限る。(19)、(30)及び(31)において同じ。）」を削り、同表第31号左欄中「(8)から(23)までに係る事務（(15)から(18)までに係る事務にあっては、(1)から(7)までに掲げる事務に係るものを除く。）」にあっては、

を削り、同欄中(1)から(7)までを削り、(8)を(1)とし、(9)から(14)までを(2)から(7)までとし、同欄の(15)中「(1)、(2)、(8)若しくは(12)」を「(1)若しくは(5)」に、「(7)若しくは(19)」を「(12)」に、「(11)若しくは(14)」を「(4)若しくは(7)」に改め、同欄の(15)を同欄の(8)とし、同欄の(16)中「(15)」を「(8)」に、「(17)」を「(10)」に改め、同欄中(16)を(9)とし、(17)を(10)とし、同欄の(18)中「(17)まで及び(19)」を「(10)まで及び(12)」に改め、同欄中(18)を(11)とし、(19)から(23)までを(12)から(16)までとし、同号右欄中「(7)までに係る事務及び(15)から(18)までに係る事務（(1)から(7)までに掲げる事務に係るものに限る。）にあっては松江市、浜田市、出雲市及び雲南市、(8)から(14)までに係る事務、(15)から(18)までに係る事務（(1)から(7)までに掲げる事務に係るものを除く。）及び(19)から(22)まで」を「(15)まで」に、「(23)」を「(16)」に改め、同表第32号から第34号までを次のように改める。

32から34まで 削除	
-------------	--

第2条の表第35号左欄の(1)中「による設立」の次に「の認証」を加え、同欄の(3)中「による」の次に「認証及び」を加え、同欄中(31)を(33)とし、(15)から(30)までを(17)から(32)までとし、同欄の(14)中「第29条第2項」を「第30条」に、「役員名簿等」を「役員名簿」に改め、「閲覧」の次に「又は謄写」を加え、同欄の(14)を同欄の(16)とし、同欄の(13)中「第29条第1項」を「第29条」に改め、「役員名簿等及び定款等」を削り、同欄の(13)を同欄の(15)とし、同欄の(12)中「軽微な事項に係る」を削り、同欄中(12)を(13)とし、(13)の次に次のように加える。

(4) 法第25条第7項の規定による登記事項証明書の受理

第2条の表第35号左欄中(11)を(12)とし、(5)から(10)までを(6)から(11)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5) 法第13条第3項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による認証の取消し

第2条の表第37号左欄中(34)から(36)までを削り、(37)を(34)とし、(38)を(35)とし、同号右欄中「(38)」を「(35)」に改め、同表第41号右欄を次のように改める。

奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町

第2条の表第54号左欄の(22)中「第29条第7項」を「第29条第9項」に改め、同欄の(23)中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同欄の(24)中「第29条第10項」を「第29条第12項」に改め、同表第55号左欄の(4)中「第70条第5項」を「第70条第6項」に改め、同表第60号を削る。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第11号右欄中「松江市、浜田市、益田市及び」及び「松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、江津市、雲南市、」を削り、同表第29号を次のように改める。

29 削除	
-------	--

第2条の表第37号左欄の(1)から(20)までを削り、同欄の(21)中「(22)から(25)まで」を「(2)から(5)まで」に改め、同欄中(21)を(1)とし、(22)から(25)までを(2)から(5)までとし、同欄の(26)中「(30)」を「(10)」に改め、同欄の(26)を同欄の(6)とし、同欄の(27)中「(28)」を「(8)」に改め、同欄中(27)を(7)とし、(28)を(8)とし、同欄の(29)中「(31)及び(33)」を「(11)及び(13)」に改め、同欄中(29)を(9)とし、(30)から(33)までを(10)から(13)までとし、(34)及び(35)を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第17号、第30号及び第37号の改正規定に限る。）は公布の日から、第1条の規定（同表第17号、第30号及び第37号の改正規定を除く。次項において同じ。）及び次項の規定は平成24年4月1日から、第2条の規定は平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際水道法（昭和32年法律第177号）に基づき知事がし

た処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法に基づき知事に対してなされた申請その他の行為のうち、第1条の規定による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第2条の表第11号左欄に掲げる事務で施行日以後においては浜田市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、それぞれ浜田市長のした処分その他の行為又は浜田市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。